

柏崎市鳥獣被害対策実施隊 設立について(案)

柏崎市産業振興部農政課

鳥獣被害対策実施隊の設立について

農作物被害及び生活に影響を与える鳥獣被害防止のため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下、「鳥獣特措法」という。)に基づき令和4(2022)年度から鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)を創設する。

実施隊の目的

農林水産業及び市民の生命・身体・財産に係る鳥獣被害防止を目的とし、柏崎市鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣被害防止施策を適切に実施する。

実施隊の職務等

○ 実施隊の職務

- 対象鳥獣出没時の現場対応に関する事
- 対象鳥獣の捕獲(わな設置・撤去含む)に関する事
- 有害鳥獣被害防護柵の設置対策に関する事(確認・指導)
- その他有害鳥獣被害防止策に関する事

○ 実施隊員の位置づけ

- 市長が任命する非常勤公務員
- 業務上の災害に対する補償あり

実施隊の組織体制

隊長	農政課長
副隊長	農政課長代理
総括長	新潟県猟友会柏崎支部長(1名)
副総括長	同猟友会支部員より選出(連絡員:1名)
隊員	・同猟友会支部員より選出(22名程度) ・農政課有害鳥獣対策係員

猟友会柏崎支部員(21人~24人)
柏崎市農政課長・代理及び担当係員(5人)
合計 26人~29人(予定)で構成

○設立時の隊員の選出について

- ・ 効果的かつ効率的に取り組めるように、まずは、これまで有害鳥獣被害対策を受託してきた猟友会支部員が中核となる体制づくりを進め、将来的には、農業者や地域の狩猟免許保持者等受益者の参画を視野に入れる。
- ・ 猟友会支部員からの選出については、新潟県猟友会柏崎支部長が推薦する者のうちから任命する。

対策の比較

【現在の対策】

- 有害鳥獣捕獲及び緊急出沒対応
 - ・協議会が委託【委託費(単価支払)※経費含む】
 - ※委託先: 猟友会柏崎支部

- 通報時の対応
通報→市→協議会→猟友会

- 捕獲対策以外の対策
 - ・防護柵の設置対策(確認・指導) → 市直営
 - ・その他有害鳥獣被害防止策 → 市直営

- 総合対策交付金事業
 - ・推進事業 → 1/2以内の補助(わな整備、研修、調査など)
 - ・電気柵整備 → 定額補助
 - ・緊急捕獲 → 定額補助

今まで

鳥獣被害対策協議会を重点的に支援

【新たな対策】

- 有害鳥獣捕獲及び緊急出沒対応
 - ・実施隊【報酬:活動実績(時間)により支給】
 - ※市事業移行(交付税措置)

- 通報時の対応
通報→市→実施隊

- 捕獲対策以外の対策
 - ・防護柵の設置対策(確認・指導) → 実施隊
 - ・その他有害鳥獣被害防止策 → 実施隊

- 総合対策交付金事業
 - ・推進事業 → 定額補助(上限300万円)
 - ・電気柵整備 → 定額補助
 - ・緊急捕獲 → 定額補助

創設されると

実施隊を重点的に支援【定額助成】

鳥獣被害対策協議会【今までと同じ支援】

実施隊設立のメリット

○被害防止対策

- 有害鳥獣被害防止の実践的活動を主導して行うことが可能となる
- 被害防止に係る総合的な対策を実施できる
- 有害鳥獣被害対策に係る継続した人材の確保につながる
- 対策の実施が迅速にできる

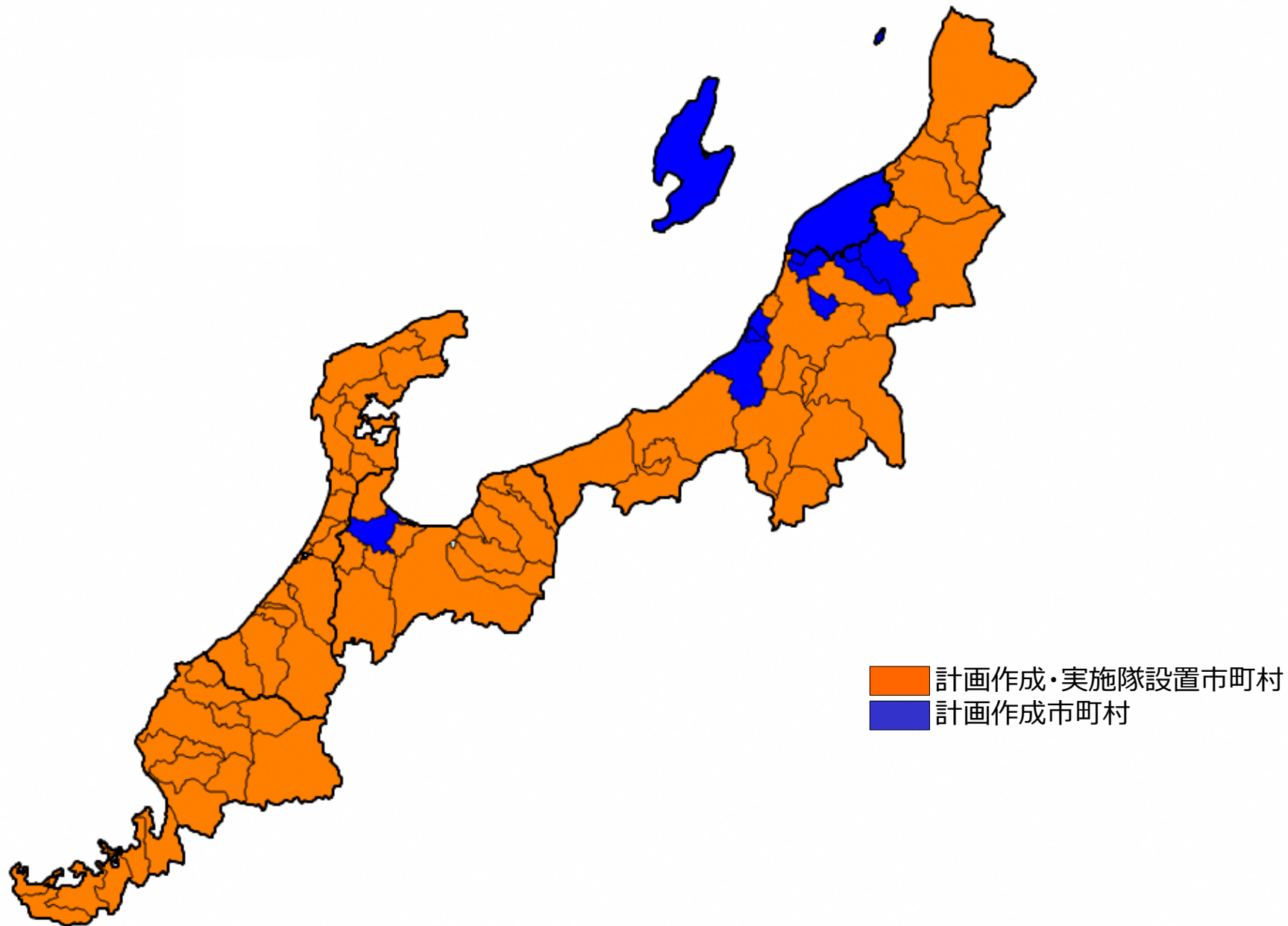
○実施隊員

※実施隊活動のために市が負担した経費の8割が特別交付税措置される。

- 報酬保証 → 時間当たりの支給となることで、活動実績のすべてを対象に報酬として支給
- 身分保障 → 非常勤公務員となり、被害対策上の災害に対する補償
- 経費保証 → 自動車借上げ料を支給

○その他

- 国・県からの総合対策交付金(ソフト事業)の補助率が有利になる (1/2 ⇒ 定額)



被害防止計画作成状況・鳥獣被害対策実施隊設置状況（北陸）（令和2年4月末時点）